

## 自殺未遂者支援事業（和歌山県和歌山市）

### 【概要】

和歌山県内の三次救急医療機関を受診した自殺未遂者やその家族のうち、和歌山市保健所（以下、市保健所）への情報提供の同意がある方に対し、直接・間接を問わず原因となるような困りごとについて個別に相談支援を行い、自殺の再企図を防ぐことを目的とした事業。さらに、対象者を医療や福祉、司法、労働などの関係機関や社会資源の「生きる支援」に確実につなぎ、また、支援のネットワークを構築し、強化していくことも目的としている。

### 【大綱の分類】

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

### 【政策パッケージ分類】

基本 4-2) 自殺未遂者等への支援

基本 1) 地域におけるネットワークの強化

【事業実施年度】 2020 年度

【事業予算】 2,640,000 円

### 【利 点】

- ▼自殺未遂者やその家族を、相談や必要な支援に早期につなげることが出来る。
- ▼さまざまな支援とのつながりが生きるための促進要因となり、再企図の防止につながる。
- ▼関係機関とのネットワークを構築することにより、自殺未遂者支援体制の整備を図ることができる。

### 【実施に至るまで】

#### 実施に至る経過

- ①2018 年度に作成した「和歌山市いのち支える自殺対策計画」において、本市の自殺者のうち自殺未遂経験のある方が 2012 年から 2017 年の平均で 20.7%であり全国平均よりも高い状況があった。
- ②市内に三次救急医療機関が 2 か所あり、自殺未遂者の多くが搬送されており、市保健所業務の中で連携して支援する土台があった。
- ③2019 年 8 月に「和歌山県自殺未遂者支援体制整備に係る研修」が開催され、9 月から県内全域での事業実施となった。
- ④2019 年 9 月の事業実施時点での協力医療機関は和歌山市内の三次救急医療機関二か所であり、搬送者の大半が和歌山市民であった。
- ⑤2020 年 4 月から専従の会計年度職員（専門職）を採用し、自殺未遂者支援体制を整備することとした。

#### 事業実施における準備、円滑な実施のための工夫等

- ①専従の会計年度職員（精神保健福祉士）を雇用し、事業全体の進捗管理や個別支援担当者（精神保健福祉士・保健師）のサポートを行えるよう支援体制を整備した。
- ②全ての事例において、担当課内で初動対応についてのアセスメントや支援の見立てを確認するコア会議を開催している。
- ③三次救急医療機関スタッフ等と、担当者レベルで顔の見える連携会議を年 1 回以上開催している。
- ④必要に応じて、県精神保健福祉センターからのスーパーバイズが可能となるようにしている。

### 事業の取組内容

- ▼三次救急医療機関に自殺未遂者が受診
  - ・三次救急医療機関の救急スタッフ等が本人もしくは家族に県が作成した自殺未遂者支援事業に関するリーフレットを用いて説明し、支援を受けることや市保健所への情報提供についての同意を得る。
- ▼三次救急医療機関から市保健所に連絡が入る
  - ・和歌山県自殺未遂者支援事業対象者連絡票を Fax で受理し、即時に電話で対象者の搬送時の状況や現在の様子等の聞き取りを行う。
- ▼コア会議開催
  - ・班長、精神保健福祉士 2 名、専従の会計年度職員 1 名の計 4 名で、三次救急医療機関からの聞き取り内容について共有し、初動対応についての方針や支援の見立てを検討し、個別支援担当者を決定する。
- ▼支援開始
  - ・個別支援担当者が自殺未遂者支援事業に同意をした本人もしくは家族に連絡を取り、すみやかに個別支援を開始する。
- ▼支援内容
  - ・訪問や面接により初期アセスメントを行い、対象者のニーズに沿って個別支援を展開し、関係機関と連携しながら生きる支援に繋ぐ。また、関係機関への紹介については庁内連携情報提供シート（つなぐシート）を活用し、同伴するなどして支援が途切れないうちに繋ぐ。
- ▼支援の検討
  - ・所内会議を月 1 回開催。事業担当者、個別支援担当者でケース報告や検討を行う。新規、検討ケースについては、今後の支援方針の確認を行い、生きる支援に確実に繋ぐことを目標に協議する。
  - ・支援の終結については、終結のアセスメント表を用いて「生きることの促進要因」が「生きることの阻害要因」を上回って展開され、再企図のリスクが減少していること等を総合的に判断した上で決定する。
- ▼報告
  - ・支援開始から 1 カ月をめぐりに紹介元である三次救急医療機関に、和歌山県自殺未遂者支援事業結果連絡票を送付し、初回の支援内容や今後の方針について報告する。
  - ・県には毎月の新規、終結ケースについて報告を行う。

### 【成 果】

- ▼専従の会計年度職員の雇用により、市保健所における自殺未遂者支援の相談窓口が明確となり、三次救急医療機関との情報連携がスムーズに行えるようになり、早い段階で初期介入を行うことができた。
- ▼三次救急医療機関との連携会議を定期的に行うことで、顔の見える支援体制を構築することができた。また、これまであまり連携していなかった救急部などのつながりができ、事業の認知も行うことができた。
- ▼和歌山市保健所自殺未遂者支援フロー図を作成することで、それぞれの役割を整理し、支援の可視化を行うことができた。
- ▼未遂者支援についての所内会議を定期開催とし、グループ内において対象者の情報の共有化を図ることができた。そのうえで、対象者の支援の強化を目指した必要な支援等について、継続的に協議することができた。また、職員の視野の広がりや資質の向上にも繋がった。
- ▼事業がなければ支援に繋がっていなかった人に支援を行うことができた。

### 【補 足】

▼和歌山市自殺未遂者支援対象者の総数 66 名（令和元年 10 月～令和 3 年 7 月末時点）

男性 19 名

| 子ども・若年層 | 中高年層 | 高齢者層 |
|---------|------|------|
| 8 名     | 8 名  | 3 名  |

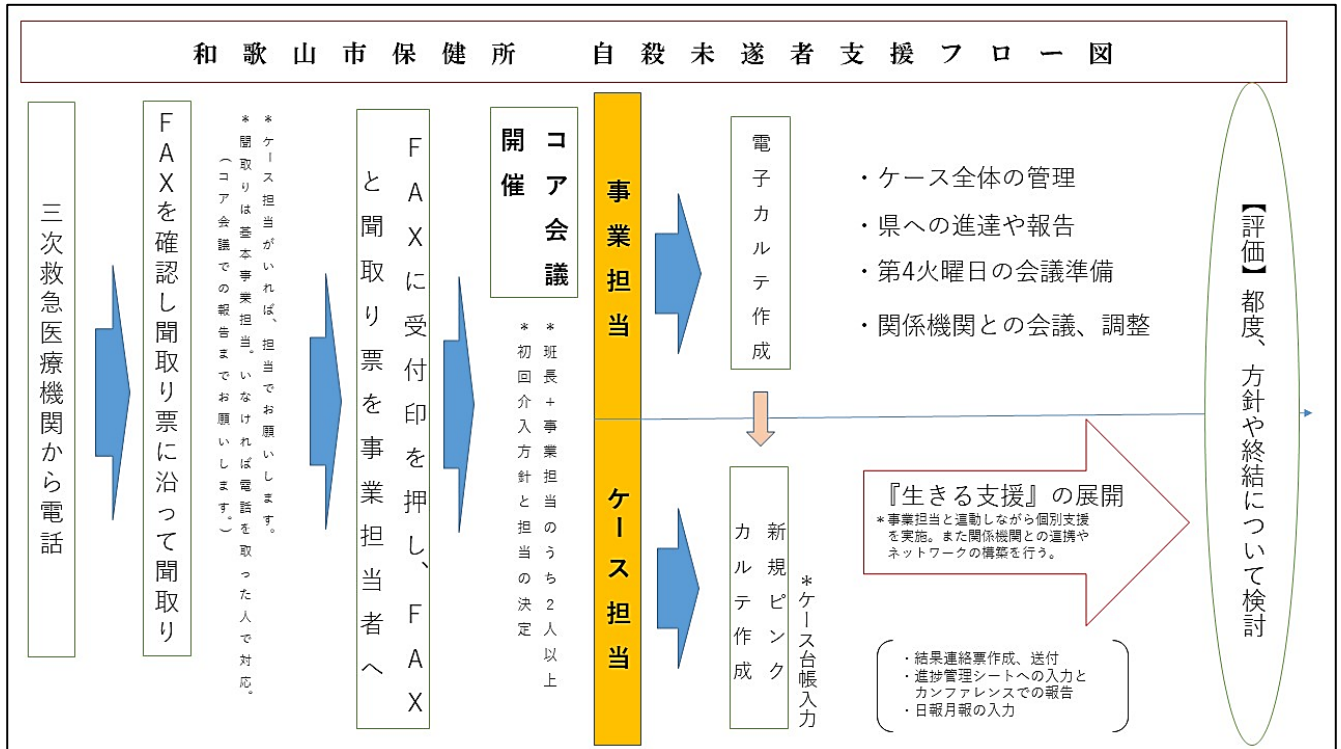
女性 47 名

| 子ども・若年層 | 中高年層 | 高齢者層 |
|---------|------|------|
| 26 名    | 20 名 | 2 名  |

▼連携先支援機関

- ・精神科医療機関（訪問看護事業所等）
- ・障害福祉サービス関係機関（福祉サービス事業所、相談支援事業所等）
- ・行政サービス機関（生活保護、児童相談等）
- ・就労支援機関（ハローワーク等）
- ・教育機関 等

▼自殺未遂者支援フロー図



【課題】

- ▼支援を強化するためのネットワーク構築を目指した、関係者向け研修会等の開催について検討する。
- ▼市民や関係機関に、自殺対策としてのメンタルヘルスやゲートキーパーの正しい知識の普及啓発をさらに進める仕組みづくり。
- ▼支援対象者が既遂された場合の対応や、既存の資源で支援が困難な場合のスーパーバイズの体制についてより具体的な体制づくりを進める。

|             |  |
|-------------|--|
| 【事業種別】      | 相談・支援事業  |
| 【準備期間】      | 30日  |
| 【人数】        | 9人   |
| 【人口規模】      | 352,392人   |
| 【財政規模】      | 150,314,303,000円   |
| 【自治体負担率】    | 33%（地域自殺対策強化補助金）   |
| 【事業対象】      | 市民 三次救急医療機関  |
| 【支援対象】      | 自殺未遂者及びその家族  |
| 【委託の有無】     | 無  |
| 【実施主体・問合せ先】 | 和歌山市保健所保健対策課 TEL：073-488-5117<br>Mail:hokentaisaku@city.wakayama.lg.jp |

【参考資料・文献】

1. 和歌山市ホームページ <http://www.city.wakayama.wakayama.jp/>